

近世武家屋敷駈込慣行

笠谷和比古

目次

序、問題の限定

一、駈込慣行の実態

- (1) 駈込慣行の事例
- (2) 駈込慣行の型式
- (3) 駈込慣行の論理

二、駈込慣行と公法

- (1) 駈込慣行と幕法
- (2) 駈込慣行と藩法
- (3) 駈込慣行と公法上の解決

結語

序、問題の限定

本稿の対象とする問題は、近世武士社会に於て他人を殺害した武士が追捕の手を免かれるべく近辺の武家屋敷に逃げ込んで保護を求め、当該屋敷がこれを請容れて匿まうという行為が広く行われていたという事柄についてである。その一例を挙げるならば次の如きものである。

〔事例1〕寛文六年頃

〔明良洪範〕⁽¹⁾

寛文中、大久保加賀守忠朝の家士の小者其主人を殺し垣を越えて隣家なる青山大膳亮幸利の屋敷へ逃入たり、屋敷は数寄屋橋

近世武家屋敷駈込慣行（笠谷）

内西の方也、其時大久保より青山へ使を以て其者を給はるべしと申すに、此方へ其様なる者は来らずと答て出さず、此故は先年青山家にて傍輩を討て大久保屋敷へ逃込しを聞て出さず、其遺恨よって此度右の如し、され共是は主殺しなれば公儀の壁書を引て猶亦申遺はしたれ共逃入すと申に付是非なく過行所に、京極丹後守高国不孝の由父安智軒訟へるに付、丹後守は松平陸奥守へ御預けと成る、これに依て丹後国宮津の城受取りとして青山大膳亮仰付られしに日頃武備整居ければ不日に打立ける、此時大久保忠朝は近習の士、岡島新兵衛を招き、兼て大膳亮方に隱置重罪人、中間にして差置由を聞たり、定めて此度召連て登るべし途中に於て見斗ひ討捨べしと下知せらる、之に依て岡島は青山の打立より先に立て箱根畑の茶屋に休み心を配り居たるに、遙か跡の方より駄馬騾馬行列の人数を放れて来る中に馬の口取し中間の中にかの主を殺せし者居たり、岡島召連たる足輕共に申けるは、我彼者を討べし、若手向ふ者も有ば其者をさゝえべしと云付置、かの者に詞を掛ながら一討に討留首を取る、前後の同勢騒ぎ立しに岡島手早く畑の茶屋へ引込たり(後略)

即ち、大久保家士の小者が主人を殺害して隣家に逃込んだ事、大久保家側が殺害人の引渡しを求めるも、これに應じない事、大久保家は右の小者を青山家の旅中に討ち取った事、先年には青山家の者が傍輩を討って大久保家に逃込み、青山家側よりの殺害人返還要求に対して同じくこれを拒んでいた事、これらが右の記述より知られるところである。

他人を殺害したのち任意の屋敷に保護を求めて亡命することを当時「駈込」と称した²⁾。このような事例は実は幾つかの史料に散見するにも拘らず、そしてまた殺害人を匿まうという行為が公儀の法度に抵触する問題であるということは容易に察知されるものであるにも拘らず、この特異な事柄の意味するものが何であるのかというその歴史的意义について充分に論じられることなく来っているのであり、それは今日の幕藩制論の中に未だ組み入れられていない問題と言わねばならない。とはいえ、研究史を振り返った時、この問題を論じたものが皆無という訳ではなく、より広い主題に基づく一般的研究の中で付随的に関説する形で幾人かの研究者によって採り上げられている。この「駈込³⁾」の事象を武士道の観点から指摘されたものとして進士慶幹氏『江戸時代の武家の生活』⁴⁾、古川哲史氏『武士道の思想と

その周辺⁽⁶⁾がある。前者は近世武士の具体的な生活相を概観する中で、武士の心得の一項として右の行為の存在した点を挙げられている。後者は本稿でも引用する『葉隠』記載の見聞記事に拠って武士道の発現形態の一つとしてこの慣行の存在事実を指摘されている。共に武士および武士道そのものの事実的解明の中でこの事象を検出されているのである。これに対して次の辻達也氏、平松義郎氏の研究にあつては右の行為の幕藩制論との関わり方が論点として提示されることになる。辻氏はその著『江戸開府』⁽⁷⁾の中で寛永七十九年に起つた河合又五郎一件（荒木又右衛門の伊賀上野仇討）に触れられ、池田家に於て傍輩を斬つて江戸に逃れた河合が旗本屋敷に匿まれ、且つ幕府の度重なる殺人差出命令にも肯じなかつた事実を考察されて次の如くに論断されている。即ち殺人河合の隠匿に対して幕府が手をこまねいていたのは、専ら河合が池田家という一大名の法を犯したものにすぎなかつたからであり、河合が幕府の法を犯したものであつたならば幕府はこの犯人隠匿を容認しなかつたであらうと指摘され、その上で、武家屋敷に對しては幕府も容易に警察力を及ぼすものではなかつたと結論づけられている。辻氏の判断に於て問題は事実上二つの方向に分れていくのであり、殺人隠匿と幕府の引渡し命令の不貫徹との原因は、殺害行為が池田家の法領域で行われたものであつたので幕府がこの問題の解決に熱意を示さなかつたが故のものであるのか、又は武家屋敷の独立性が幕府権力の介入を排除する程に強固であつたが故のものであるのか、そのいづれと解すべきであらうか。そしてまた議論はその二者に止まるものであるのか。ともあれ辻氏の提示された論点は本問題及び幕藩制社会そのものの基本認識に関わるものとして受止めねばならないであらう。

最後に、近世刑事法制の最高の概説書たる平松義郎氏の『近世刑事訴訟法の研究』⁽⁸⁾は一項を設けてこの問題を論じられている。武家屋敷への犯罪人駆込があつた場合の処置についての、寛政一三（享和元）年の幕府目付方の史料に基づき、近世後期には重罪人の屋敷内への庇護はあり得ず、軽き犯罪者の駆込があつた場合にのみ、相手側の主人への

とりなしを含む仲介的行為が容認されていたとして、幕府も少しは義侠を容れる余地を残したものと言うべきであろうと結論づけられている。平松氏の所論は簡略ではあるが問題の核心に迫ったものである。そして平松氏の議論に拠れば、この寛政期には殺人人は「駆込」の対象から除外されていたことになる。従って平松氏がその根拠として提示されたこの寛政一三年の史料の意味は重要である。果してそれは右の如き結論に直ちに行きつくものであろうか。本稿本論の中で検討したい。⁽²⁾

以上四氏の見解を通じてこの問題に関する論点の幾つかが浮かび上って来た。然しながらそれらは相互に充分に突き合わされることなく拡散されたままで止まっているようである。「駆込」を巡る事実関係そのものの究明の不充分であることが議論の深化を妨げているようである。従って本稿の課題は四氏の提言を受けつつ、「駆込」の実態の確定を第一とし、そして次でその意味するもの、その幕藩制社会に於る位置づけを巡る問題へと追究の歩を進めていきたい。

ところで本問題については今一つ別の研究方法がありうるであろう。即ちアジール論よりする接近方法である。この武家屋敷への駆込慣行がアジールの様相を呈することは既にして明らかであり、この意味で近年のアジール論的諸研究への関与は本稿の責務となるかも知れない。然しながらそれらの議論と筆者とでは同一素材に対する分析視角と問題関心を異にしている。本問題はあくまで筆者の「大名領有権」についての議論の延長上のもので提示するのである。従って本稿では右の議論への関与およびそれについての判断を差控えさせて頂くものとする。

註

(1) 国書刊行会叢書 七五頁

(2) これの類語として「欠込」「欠入」「走込」「走入」「走

(3) 本稿では武家屋敷に駆込み、保護が加えられるという慣

籠」等々があり、これらは皆同一事象を指す用語と見做しうる。本稿では「駆込」の語を統一的に使用する。

行の総体を示す時は「『駆込』」と表記し、屋敷に駆込む行為そのものとの区別をした。

(4) 至文堂・昭和四一年。同書四七頁以下。

(5) 福村書店・昭和三二年。同書六一頁。

(6) 中央公論社・日本の歴史・昭和四一年。同書四五八頁以下。

(7) 創文社・昭和三五年。同書一七一頁以下。

(8) 平松氏はその同じ箇所⁽¹⁾に注記して、大名秋元家の城番条目の内に「駆込」を容認する規定のあることに触れられて、藩によっては犯罪人の城内への庇護があり得たのかも知れないとして、先の結論とは相反する推定をも下されている。この結論の揺れをも含めて検討することとしたい。

一、駆込慣行の実態

(1) 駆込慣行の事例

事例の提示に際して留意されねばならないのは、この殺害人の駆込匪まいという事柄が公儀の法度に抵触するものであるために、近世の公的な史料、正史等の表面には現われにくいということ、それは専ら随筆類や武士道を称揚する立場より書かれたものの中に見られるという史料存在上の特色を有しているということである。その史料の偏在性の故に記述されたものをそのまま請容れることには注意を払わねばならないのである。従って随筆、武士道書等の記述からは「駆込」の大雑把な状況を知るに止め、そしてそれをより良質な史料、又は「駆込」を否定的に表現する公権力の側の史料と突き合わせることに⁽²⁾よって当該事象の実態を把握する方向で検討を進めていきたい。

〔事例2〕年月不詳

『明良洪範』⁽¹⁾

紀州頼宣御在国⁽²⁾之節、江戸御留主は老臣久野和泉守也、其頃御旗本の何某喧嘩して相番の者を討て立退、紀州御屋敷へ欠込けり、此事公儀へ聞へて老中より紀州御城付の者を呼奇、右の欠込者早々御出し候へと有しかども、和泉守事は中々相渡すべき覚悟にあらずして一日々々⁽³⁾と其分に成行ける故、公儀よりは何の御構ひもなく候所に、頼宣卿聞し召れ仰けるは、和泉は若輩の心にて欠込者を出さぬは勿論の事也、されど我等が家は三家とて公方と一所なれば何事に付ても老中と相談し、右の者出し候てよ

き訳なれば相渡すべき事也、自余の大名屋敷へ欠込たる者を出し候ては、武士の道立ぬ杯(傍点引用者、以下同じ)と云とは違ひたる事也、尾張と此方水戸は公方に違爰出来る時は天下の大乱とも成事也と仰けると也、此事世に咄し伝へければ、人を討て立退し者旗本に寄らず紀州へ欠込者は無りけると也、

この事例の示すところは第一に喧嘩によって相手を討果した旗本が逃亡したこと。第二に紀州徳川家の江戸屋敷に駈込をなしたこと。第三に紀州家に対し幕府が犯人の引渡しを命じたこと。第四に紀州家江戸留守居久野某はこの幕命に応じなかつたこと。第五に藩主頼宣は久野を戒め、紀州家の特殊事情を挙げて犯人の引渡しに応じたこと。第六に以後、駈込をなす者は紀州屋敷を避けて他の所へ向うようになったこと、以上の事柄を右の話より知ることができ、「駈込」に際して紀州家は例外とされたということが右の記述の主題であり、この事によって「駈込」の一般的存在が推定されるのである。そしてその駈込―隠匿の根拠として「大名屋敷へ欠込たる者を出し候ては武士の道立ぬ」という意識が一般的に存在していたという点も併せて注目しておこう。

【事例3】 元禄一〇年頃

『葉隠』⁽²⁾

一、有馬中務大輔殿京都の留守居、山田覚右衛門と申候、或時覚右衛門長屋え衣類に血付候者駈入申次候は「某は何年以前どなたにて覚右衛門どのへ御近付に成申たるものにて候、火急の御用候て只今御目に懸たく候間、玄関に少の間御出会被下候様に」と申候、(中略)則大小さし出会候処に右の人申候は「只今難遁事にて人を致刃傷、則座に切腹仕候義、残念に存る子細候故、御自分を御頼み可申と走込候、跡より追手かゝり申候、御かこひ可被下哉」と申候、覚右衛門承り「御仕廻は何と被成候哉」と尋申候、右の人申候は「兩人は留めまでさし申候、一人は手負、逃延申候に付て不及力候」と申候、覚右衛門承届、「無残所御仕廻にて候、奥に御通候へ」と家来に手水・たばこ杯出させ、覚右衛門は直に門番所へ参り、番人に成居申候、然る処に大勢押懸、「此屋敷に殺害人駈込候を付届候、被差出候へ」と申候、覚右衛門承り、「何事を被申候哉、所違にて可有」とのめづらに取合候へども、「遣に付込候上は偽はらせ申まじく」と申候、覚右衛門申候は「夫は証拠が御座候哉」と申候、追手ども「見届候が証拠にて候、御屋敷に御入不被成と証拠候哉」と申候、覚右衛門「兼ての申付に「駈込者入不申やうに」と候に付て、主命に

替て入立申義にて無之候、是が証拠にて候」と申候、「さらば御屋敷捜し可申候」と申候、其時覚右衛門立向ひ、「有馬が屋敷を其方杯へさがさせ候て番人の一分可立哉、子細不聞分候て、大名の屋敷に可踏込と申狼藉者一人もあますまじきぞ」とて刀を抜、番人共召連て切かゝり候に付て、追手のものども致迷惑、色々断申候て帰中候、然れども駈込の義は見届の者儘に有之に付て、右の段御奉行所へ申上候、夫に付覚右衛門被召出、右の段被仰聞候、覚右衛門承、「曾て此方へ参不申」と申上候、御奉行衆被仰候は「其方向と隠し候ても其紛無之由、訴出申候上は、最早かこひ候義不相成事に候、物がむつかしく成事に候間、早々出し候様に」と被仰聞候、覚右衛門申候は「扱は是非も無御座候、有体可申上候、私義、数年の留守居役、年罷寄候者にて各様にも御懇に被仰下、諸人に名を知られ候者にて候が、此事にて外聞を失ひ候義、無面目にて只今迄偽罷在候、成程此方へ駈込、拙者を偏に頼み申候、然ども中務太輔爰元屋敷の捷書に駈込者隠申まじく由、書載相渡置申候、主命難背候て、近来不義理の事に候え共、右の訊申聞せ、裏門より密に出し申候」と申候に付て、御奉行衆「尤也」と御感、訴訟人どもへ、「有馬やしき御詮議被成候へども隠置不申に相極り申候、外を探捉仕候様に」と被仰付候、覚右衛門は罷歸り、殺害人疵など養生仕らせ、暫いたし候て、路銀杯くれ差出候由、其脇四条河原に狂言に仕候よし、

先づ右の事件の年代推定から始めよう。山田覚右衛門の経歴を見るに、延宝年中、久留米有馬家に仕官して三百石拝領・御馬廻格、次で御使番格・京都屋敷在番御留守居等を勤め元禄八年三月、百石加増・御先手物頭格・京都定詰となり享保四年に没している。³⁾さて右史料中に山田の言として「私儀数年の留守居役、年罷寄り候者」とあることにより仕官した延宝期よりかなり隔った時期であること、「葉隠」の口述者山本常朝その人が元禄九—一三年の間に京都聞番を勤めていること等⁴⁾を考慮するならば、右事件の年代を元禄一〇年頃と見做しうるのではないかと考える。

続いて事件の経過の中の主要事項を摘出しよう。第一に人を討果した者が有馬屋敷の山田に匿まいを求めたこと。第二に山田はこの殺害人に人を討果した折の所作を尋ね、「留め」を刺した旨の返答を得て匿まいを受諾していること。第三に闘争の相手の一類が追手をかけ山田に殺害人の引渡しを求めていること。第四に屋敷内への立入搜索の要求に対して「大名の屋敷」への踏込を許さずとしてこれを撃退していること。第五に追手側は殺害人の有馬屋敷への

「駈込」を京都町奉行所に訴え出たこと。第六に町奉行は山田に殺害人の引渡しを命じたこと。第七に山田は虚偽の回答をなしたこと。第八に町奉行所側はこの回答をそのまま了承したこと。第九に山田は帰って殺害人に疵の養生をさせ、その回復を俟って路銀を与えて落ち延びさせたこと、大様以上である。

この話に於て問題の本質に関わるものとして更に指摘しておかねばならぬことは次のものである。即ち第一に「大名の屋敷」への踏込探索を拒絶している点である。この拒絶は追手に対してのみならず、幕府公権力そのものである京都町奉行所に対しても事実上向けられているのである。即ち町奉行所側は山田の言のみによって殺害人を「隠置不申に相極り申候」と決定しており、有馬屋敷への独自の踏込捜査をなそうとする姿勢を全く見せていないのである。第二に有馬家では駈込者の請容れを禁止する旨の掟を設けていた由であるが、若しそうならば京都屋敷の責任者たる山田自身がこの掟に背く行動を採っていることになるのである。第三に山田の町奉行所での陳述内容から知られるところは、駈込者の匿まいを断わること自体が「外聞を失ひ候義、無面目」であると意識されるようなものであったということである。以上の三点を考慮しておこう。

〔事例4〕 元禄元年

『鸚鵡籠中記』⁽⁵⁾

七月廿五日江戸六番町高林次郎兵衛大番冬野周防守 相頭九百石取 中玄関脇にて中小性何の弾右衛門とやらを飯嶋源七切殺し、次郎兵衛隣家平番之処に忍び、廿九日に摂州様御屋敷へ旗本のの歩行使の様に仕なし、竹中八太夫長屋へ尋来り、始終を述、仍之、八太夫、加藤伴左に達し、当番金七木村など相談の上にて路銀等可遣也、何方へも罷越候はんやと語るに、源七云、中々左様の望にて不罷越と云間、明御長屋へ入置、尾州へ注進候処、摂州様以之外御機嫌不宣、何も御叱り之由、御家を頼参候処に、路銀を可遣に参候へと申事、又四人などの様に足輕番等付置候事、思召にかなはずと云々、

『鸚鵡籠中記』は尾張藩土朝日定右衛門重章の日記で、その記載は貞享元年より享保二年までの三四年に亘る。朝日は享保三年に没しており、同書は彼の下日記をもとにして年の終わり毎に纏めて作成されていたと推定されるも

表1 尾張藩内に於る「駈込」の事例（『鸚鵡籠中記』に拠る）

貞享二年二月	天野茂太夫、堀田孫左衛門を斬つて浅田八郎左衛門方へ立退。
四年 六月	川並御代宮儀員与右衛門の次男、与右衛門手代を斬つて三枝市右衛門方へ立退。乱心のため与右衛門方へ引取、籠舎。
元禄三年 六月	掃除坊主金齋、茶道坊主権齋を斬殺し、屏を乗越して野崎源五右衛門方へ立退。
四年 四月	牢人者、西郷半右衛門召仕女を突殺し侍衆の家へ走入れたところ、参勤供で主人不在の故を以って断われ、そのまま何方へか去。
五年 二月	柴田平左衛門、意趣により田部彦兵衛方へ押入、寢屋なる彦兵衛に斬りつくる。互に切り結んだのち、柴田逃出して渡辺善左衛門方へ立退。
九年 四月	藩主男子付の足輕と中間、女の事にて喧嘩刃傷。中間倒るゝによりて足輕、野呂作之右衛門方へ立退。
宝永三年 六月	今泉新右衛門の若党伊藤作太夫、その娘のことに相原政之右衛門下僕覚内を斬り、浜田宅左衛門方へ立退。
六年 二月	宮崎半六、路上にて富田文左衛門を数ヶ所斬り、親類松本加兵衛方へ立退。
正徳二年 七月	副田弥藤次、意趣により津田兵部代官宇田曾左衛門を闊討ちせんとするも返討ちとなり宇田は本多作内方へ立退
五年 九月	同八月、松平右近将監義方（尾張連枝）の命により宇田を勢州松坂辺にて斬殺さしむ。
享保二年一〇月	都筑文之右衛門、酒酔により同道の女をあやめたと錯覚し、雑賀藤右衛門方へ行き匿まいを求む。
二月	成瀬家来益本新六、古本屋戸六を斬殺し森十郎兵衛方へ立退。森より成瀬へ意向を伺うところ、不苦とて益本を呼返され前々の如く勤む。
	大塩伝九郎子勝左衛門、乱心より弟を斬らんとして自ら傷つき、走出て村井弥一左衛門方へ入る。大塩家より一病者、外に何も無別条候間、御渡し給はれ」の旨申入る。村井は成瀬へ内意を聞き、勝左衛門を引渡す。

のである。その記述には筆者自身の日常の瑣事から社会的事件に至るまでの細大が網羅されており、それによって元禄・享保期の武士社会の具体相を余す所なく、そして高い信頼を以って我々に伝えてくれるのである。

さて右の記述に「撰州様」とあるのは尾張連枝の松平義行である。「事例2」で徳川頼宣の言として御三家は「駈込」を排除する旨を表明していたが、『鸚鵡籠中記』を見る限り尾張家は駈込慣行を正当行為として是認していたものの如くである。右の事件は分家筋の出来事であるが、同書には尾張本藩内で発生した「駈込」の事例が数多く示さ

れている。

表1に示す通りである。そして注目すべきことにこれらの「駆込」に対して尾張藩の公権力が自ら介入するといった事態を見ることが出来ないのである。唯一介入した事件として同表正徳二年七月のものが挙げられるかも知れない。この事件では駆込をしたのち勢州方面に落延びていた宇田某を松平義方の命で斬り殺させている（分家筋の義方がこの事件に介入した事情は遺憾ながら不明である）。問題はこの誅殺の様式なのであって、ここでは殺人罪を犯した者を逮捕して死刑の執行をなすという公法的手統とは全く趣を異にした、私闘の延長としての仇討とも言うべき形式が採られているのであり、それは公権力の公権力としての介入というよりは寧ろ、その本来的な私的武力性の発動による自力決着と見做すべきものである。「駆込」を巡って生起する事態は尾張藩にあっては総て武士間相互の私的武力の關係づけに委ねられていたものの如くであり、そしてそれ故に駆込―保護は同藩にあっては武士としての当然の行為として認識され、その武士社会の総ての階層に亘って日常的に行われているものなのである。

〔事例5〕 天和三年五月九日

『御仕置裁許帳』

者人加藤与五右衛門盛三是ハ大関信濃守方欠込候者、此者信濃守方欠込候刻、仮名林六右衛門と申候由、信濃守方より之書付ニハ此者信濃守方欠込參、取次之者ニ申候ハ、私儀松平隠岐守家来林六右衛門と申者ニて御座候、今日傍輩長野藤九郎と申者ニ遺恨御座候、只今討候、屋鋪立退申候、御屋敷を見掛候、低仕候、御差置被下候ハ、可忝旨申候、依之広間え引上ケ様子相尋候ハ、藤九郎ニ意趣之儀ハ隠岐守屋鋪類火之砌、口論仕候、其儀堪忍不罷成候ニ付、討申候由申ニ付、先刀脇指相渡シ候様ニと申、請取見申候処、脇指ニ血付候間、拭見申候ハ骨引も無之候ニ付、不審ニ存、隠岐守殿家中存候者有之ニ付、様子相尋候ハ一切左様之儀無之儀ニ候由、其上林六右衛門と申給人無御座候由、段々承候程、思成義共申候由、右之者阿部豊後守方より參次第、牢舎可申付候由被仰渡候、信濃守家来館伊右衛門召連来ル付、遂詮議候処ニ、生国予州西条之者、(中略) 当月朔日御当地ニ罷下申候、宿無之故、品川、河崎ニ罷在候、身体持候儀も不罷成候ニ付、路銀才覚仕、在所ニ可罷登と存候処、金子之才覚調不申ニ付、兼て御屋鋪方人ヲ討候之由、欠込候ハ金子等被下候由承候ニ付、信濃守殿ニ偽を申、首尾ニ寄、金子貫申候

ハ、致路銀、予州え可罷越と存、偽申、欠込候由申之、不届に付、牢舎
右之者、同十一月十三日牢死

『御仕置裁許帳』は明暦三年より元禄一二年に至る四〇年余の裁判九七〇件を対象とした判例集である。宝永頃の編纂にかかり、編者は不明であるが江戸町奉行所の吏員の手になるものと推定されている。その意味で準公式文書としての性格を備えていて史料の信憑性は高い。

さて右の事件は加藤与五右衛門なる者が路銀を詐取する目的を以って大名の大関家へ偽りの駈込をなし、その企てが露見して幕府に差出されたものである。我々は右事例を通じて駈込慣行の存在そのものについての最終的確認を得る。即ち、人を討って任意の武家屋敷に逃込んだ者に対しては保護が加えられること、次で落延びのために金子の供与のなされる蓋然性の極めて高いものであったこと、この基本屬性を以って駈込慣行は当該社会に一般的に存在したのである。

「駈込」の実例については以上である。なお当該慣行がこれに止まらず更に広く存在したことは次に挙げる諸史料にこれを徴することが出来る。

〔事例6〕

(A) 享保三年 山本氏栄著『武家拾要記』⁽⁸⁾

一、人を殺したる者ある時は、其子細を尋んとする刻、其者出奔し他の家に逃入なば其所にいたり預けて帰るべし、又我家にかけいる者ある時は早く裏路より出すべし、若追懸来る者ありて事急なる時は先よく門を守らしめ、さて子細をたづね問ふべし、其時彼者不義無道の行跡決定せば、頸にして、渡すべし

『武家拾要記』は武士の心得の数々を記した所謂、武士道書の一つである。右の規定に於ても駈込の存在そのもの

は所与のものとされていて、これに如何に対処すべきかの心得が説かれているのである。そして右文章最後の「類にして渡すべし」の規定の意味するものは、不義・無道の駆込者は匿まってはならぬとする主張であると同時に、かような者であっても一旦自家に駆込んだ者である以上はそのままの形では追手に引渡してはならないという意志の表明でもある。尚、「不義・無道」の駆込者とは後掲(D)に言う「主殺又は盗人之類」というぐらいに解釈するのが妥当ではないであらうか。

(B) 宝曆頃(み) 柏崎永以著『古老茶話』

一、徳川家老中、若老中、大目付、三奉行、十人目付等之宅へは、たとへば人を切たるかけこみもの有之候とても、其外かくまひくれ候とてかけこみものは在候ても、出して埒を明る事にして、武士道を以て、かくまふといふ事は無之大法也、諸家とは違ふ也、

右は安永元年に没した柏崎永以の随筆『古老茶話』のものである。同書の著述年は不詳であるが、記載事項の年代的下限が元文五年であるから、それから程遠からぬ頃のものかと思われる。右史料の示すところはこの時代に於る駆込償行の一般的存在と、それが幕府公権力の立場と相容れぬ性格のものであるという事情であらう。

(C) 天明七年 「鳥取池田家江戸法度」⁽¹⁰⁾

一、走り込於有之は常々、如申渡、断ラ申聞、早速何方えも相越様ニ可仕候、自然難渡於有之は、横目之者え可相達之、若隠し置輩於有之は可為曲事、

右は鳥取池田家の江戸屋敷在住家中宛の法度の一項で、駆込禁止令と称すべきものである。この種の禁令の存在によって駆込償行の存在を確認しうるのである。

(D) 天保一二年 大野広城著『殿居糞』⁽¹⁾

欠込者之義は其様子次第かくまひ申事、先格有之候、併、主殺又は盗人之類は捕置可申上候

幕臣大野広城の「殿居糞」は旗本・御家人の御城勤めのあり方から日常の生活心得の万般についての武家の作法書である。右規定もそのうちの一つである。同規定中「主殺又は盗人之類」は「駈込」の対象から排除されるという主張は「單純なる殺人者」ならば当該慣行に於て適格であるということを含意している。

駈込慣行を巡る事例は右の通りである。以下これらに基づいて検討を加えていこう。

(2) 駈込慣行の型式

本節では以上の事例を素材として駈込慣行の理念型を構成することを課題とする。

(a) 駈込者の資格

『明良洪範』等のエピソードに於ては逃亡し、駈込をなして請容られる犯罪者の性格は余り問われなかつた如くである。しかし自余の確実な史料で見ると、或は時代を進むに従つて傾向的に、主殺し等の叛逆人、放火・盜賊等の破廉恥罪と結びついた殺人者は排除されていったものと見るべきである。即ち、この許容される駈込者＝殺人者の性格は武士にして、「喧嘩」の場で相手を討果したることによって生ずる殺人者である。従つてこれを「喧嘩討果し人」或は「單純殺人者」と呼ぼう。

(b) 武家屋敷の条件

駈込は喧嘩討果し人が追手をかけられていることを前提にしてなされる。この場合、駈込を敢行する武家屋敷は全く任意であり、彼が適当と判断した所どこにでもなされる。これについて注意すべきは、それが彼自身の屋敷及び極

近親者の屋敷ではないということである。これは自己の屋敷に逃帰ったならば「立籠り」となって追手に攻め入れられることを示唆している訳である。駆込むべき屋敷は喧嘩に関わりなき第三者のそれではなければならない。この第三者の武家屋敷のみが追手の武力的追求を遮断しうる力を有するのである。

(c) 匿まいの条件

駆込者を請容れるに際しての作法は興味深いものである。「事例3」の有馬屋敷の場合では、駆込者を請容れるに際して喧嘩討果しの状況の「首尾」「仕廻」についての尋問がなされる。即ち喧嘩討果しの際に卑劣な振舞はなきや、討果した後の立退の作法に落度はなきや、「止め」の作法を励行したか否か等の武士道に定める準則に違っていないかが請容れの判定基準となるようである。⁽¹²⁾そしてこの際、喧嘩の内容の是非そのものは問われない。それが客観的には理不尽な憤りの様に見えるようとも、当事者が堪忍ならずとして討果したという形式性のみで充分なのである。喧嘩は本来的に双方の主張の衝突であり、それ故に双方ともに言い分があるのだから、その喧嘩の場に居合わせぬ第三者がそれについて明確な是非の判断を下し得ぬ性質のものなのである。従がって駆込を受けた屋敷の主は事態をそのまま請容れる外はないのであって、ただ武士としてなすべき所作を励行したか否かという客観的に確認可能な事項が匿まい受諾の条件として独自の意味をもつことになるのである。

(d) 返還要求と対応

駆込者が逃げ込んだ旨を追手側が当該屋敷に通告することを「付届」と称する。付届は事実上、駆込者の返還要求を意味するのである。そしてこの返還要求に応ずることは武士道に悖ることとされ、武士道上適法と見做された駆込者にして返還されたものは「事例2」の紀州家の場合を除外して、これを見ることが出来ないのである。

さて返還要求から駆込者を守るのに幾通りかの方式がある。第一は追手の追求に対して武威を以って阻止するも

の。これは更に二つに分かれ、(1)一つは駆込の事実を認めた上で保護の態度を公然と示すもの。(2)今一つは駆込の事実が明白であってもなお駆込者の不在を強弁して追手に対して門前払いをなすやり方である。

以上の二方式に対して追手に屋敷内の探索を許し、且つ駆込者を巧みに隠し切つて追手側をあきらめさせて帰すやり方も武士道上適切な処置と見做されていた。『武士心得之事』⁽¹⁾なる一書には「走込隠シ様之事」として次の如き規定を設けている。

一、是ハ昔々天井か縁之下ニ隠シたる故、人々心付テさかす也、去ニ尋る人來ル時挨拶ニ、疊迄不残上置候間、御吟味可被成候段申、疊をつみかさね、扱下六七疊中を切廻シ、人之横ニ臥テ居ル程ニ致シ、其中ニ隠シテ其上ニ又常之疊をかされ置也

この三様の方式は各時代に於て並行的に採られていたようであるが、残存史料で判断する限り第一の(1)方式、即ち虚偽の申立によつて追手を押し帰す方式が近世の駆込慣行にあつて支配的であつた様に思われる。

(e) 追手側の対応

当該屋敷に匿まわれていることが明瞭であるにも関わらず門前払いをもつて臨んで来た時追手側のなすべき対応は二つである。一つは自力決着であり、今一つは公権力への提訴である。

(1) 自力決着

自力決着といつても匿まいをなす当該屋敷に討入るといふ事例は一般的にはない。駆込者が当該屋敷を離れる機会を窮つて討つことになるであろう。「事例1」及び、「事例4」で触れた尾張藩の正徳二年の事件がこの自力決着のあり様を示しているであろう。

(2) 公権力への提訴

「事例3」の有馬屋敷の場合がこれの行きつく先を示している。武家屋敷への公権力による踏込搜索が本来的にな

し得ないものであるために、屋敷側の虚偽の申立てであつてもこれをそのまま請容れざるを得ず、(ロ)のケースは廻り道をして(イ)に回帰する他ないのである。

(イ) 落延びの作法

駆込者を安全な時に、安全な場所に落延びさせるのは屋敷の主の義務である。それが手負いであれば傷の養生をさせ、そして落延びのために「路銀」を供与するのが慣わしとなつて来たようである。追手の追求がなお険しいと見た時は護衛の侍をつけて送り出すのであり、江戸屋敷に「駆込」がなされた時、箱根の関所を越えるまで送り届けるというような事例も見られる。⁽¹⁶⁾

(3) 駆込慣行の論理

「駆込」は屋敷の主が匿まいを応諾することによって実現する。屋敷の主は何故に由縁もなく、しかも殺人者であるところの者を匿まうのであろうか。諸史料は駆込慣行を巡つては「武士道を以て匿ふ」「亡命の人を育むをもて義とする」「武士の一分」「義理を以被頼」等の簡単な表現をなすのみであつて、その思想的根拠について縷述しようとはしない。当時の人々にあまりに当然であるが故に誰も殊更述べたてようとしなからである。従つて我々は当時の武士たちの行動そのものと、それを巡つて発せられた断片的な言辭とから彼等の行動の論理を析出していかねばならない。

さて駆込慣行を巡つては「武士道」「武士の義理」といった概念が主要なモチーフとなっている。それは如何なる具体的内容を有するのであろうか。他方「駆込」の資格の項で見た如く、それは喧嘩討果し人・単純殺人者であることを要件とした。何故に「喧嘩の場」で発生した殺人者は請容られるのであるか。そしてそれは武士道と如何なる

關係を有するのであろうか。

喧嘩とは、それが永年の意趣・遺恨の積み重ねによるものであれ、路上に於る当座の鞆当によるものであれ、自己の名誉が侵され恥辱を蒙ったと感じた人間が相手に仕向ける武力的報復行動である。武士たるものは「名」を汚すを恥となす。自己の名誉を毀損され「武士の一分」を喪うべき危機に陥ったと感じたならば、時機をはずさず直ちに相手を討ち果さねばならない。然らざる者は臆病者・卑劣者である。武士道に於て遅れをとらざることと「葉隠」が繰り返し強調する所以のものである。従って喧嘩と喧嘩による殺人の発生は名誉と廉恥の保持をその行動原理の第一義とする武士道の当然の帰結と言わねばならないのである。かくて喧嘩討果し人は武士道の立場に於ては「犯罪者」なのではなくして、己が名誉を全うして武士道的正義を実現したところの理想の武士に他ならないのである。

武士道は次でこの喧嘩討果し人に対し、相手を討果した後にとるべき行動について二つの見解をもっている。一つは自己の本望を遂げた上は、その場に於て見事に「切腹」して果てることを勧める。今一つはその場を立退き、追手を振り切って逃げおおすべきことを是とする。当面の相手を討果した後は、追手に対して「逃げる」ということを武士道は決して卑劣な行為とはしない。数多の敵の囲みを突破し追跡を振り切って身を全うすることも亦、武勇の証しなのである。「葉隠」は当然第一の立場に重点を置くであろうが、後者に対しても好意的であることは「事例3」を同書に載せていることから窺い知れるであろう。「明良洪範」の奔放自在な世界は全面的に後者に基づくものである。同書には自由に自己の存在を押し通し、且つ自己の生命を守りぬいていく武士の姿を肯定的に描いた史話で満ちみちている。また先にも引用した「武士心得之事」に「敵を持たるもの心得事」として「一、敵持たるものハ随分討れぬ様ニするか眷なり、如何様之事成しても逃ルカ吉、ひげにあらす(中略)随分逃テ討れす返り討するハ猶々大手柄なり」と説く。これは敵持ちの武士のとるべき態度についてであるが、喧嘩討果しの後の立退の状況についても同様

に妥当するものであろう。それは正当な意味での自己保全の立場を貫き、故なくして死ぬことを拒絶する行動様式なのであり、その意味で“切腹の武士道”に対して“生延びる武士道”と称さるべきものなのである。駆込慣行はかかる武士道に立脚しているのである。

次に武家屋敷の主が駆込者を匿まねばならない理由は何であるか。第一は、喧嘩討果し人は武士道を貫き通した者なのであるから、凡そ武士たる者はこれに共感し、誠意を以って遇さねばならないこと。第二に窮地にある者を見たならば保護の手を差し延べねばならない責務が武士道的要請としてあること。まして駆込者を追手に引渡したりするのは武士としての資格喪失につながると考えられていたこと(事例2・3)。第三に駆込者が屋敷の主を武士と頼んで来た以上、最大級の義気を以ってこれに応えねばならないこと(事例4)、これら三重の意味に於ての武士道的義務の観点に立って保護・匿まいを履行せねばならないのである。勿論、現実の武士社会に於ては駆込者の到来を喜んで迎えられる義侠心旺盛な者もあれば、他方に面倒な問題の発生に迷惑を覚える小心な武士も居るのであろう。しかし好むと好まざるとに拘わりなく、その駆込が武士道上適正である限りは、これを請容れざるを得ない強制力が屋敷の主の働くのである。その逸脱が彼の武士としての存立性を脅かすところの武士道という名の強制力である。それは彼の良心を司る内面的強制力であると同時に世間の毀誉褒貶に監視されているという意味での社会的強制力でもある。そしてこの強制力は後述の如く、一つの法意識にまで昂められていくのである。

本章を結ぶに際して今一つ指摘しておかねばならないのは、この駆込慣行の基礎をなしている武士道のあり方である。それはその語が常識的に指し示す、“忠君奉公”のスローガンによって説明されるものと聊か趣を異にするものだということである。即ち、主君の命を絶対なるものとして、これへの盲目的服従を説く“ダテ型・支配型”の武士道ではなくして、それは武士の個別的自立を前提にして、凡そ同様の立場に置かれたならば総ての武士が地位・身分

・石高の高下によらず、全く任意に、相互に結合関係を構成していくという意味に於て、
 「平等な個体の横への広がりをもった武士道」だということである。ここでは喧嘩の行為も、匿まいの行為も共に自己自身の名誉観念への志向と、それに相即する一己の責任・判断によって履行されるのであって、主君・御家への忠誠という主従制の羈絆とは全く無関係になされているのである。確にそれらのものは現実の事態の中に屢々混入してくるものではあるが、それはあくまで混入なのであって原理的には排除されているのである。「自然のために知行をあたへ置かれし主命を忘れ、時の喧嘩、口論、自分の事に一命を捨るは、まことある武の道にはあらず」との同時代人の非難がそれを物語っているであろう。そしてまた、駈込慣行は右の如き分別に満ちた非難を顧慮することなく自己の立場を一途に貫いてゆくのであり、同時にこの慣行の本性である個別的自立性の原理を窮極にまで展開せしめていくのである。

註

- (1) 同書一九頁
- (2) 日本思想史大系第二六卷。同書卷一〇、第六四番
- (3) 栗原荒野編著『校註葉隠』(新潮社 昭和十五年) 八五七頁
- (4) 松田修「山本神右衛門常朝年譜本文篇」(『文芸と思想』第三〇号) 四二頁以下
- (5) 名古屋叢書続編九一—一二巻。
- (6) 同書では後日譚まで詳細に記されており、駈込者が何らかの事情で引渡されたり又は殺害された時にはその事実をも記している。従って何も書かれず、単にある武士の下へ「立退」とのみ記されているものは成功裡に「駈込」をな

- し終えたものと解してよいと思われる。なお、同表享保二年一二月の事件で、駈込者の返還に際して尾張付家老の成瀬に何を立てているが、これは、返還行為が後々屋敷主の落度(武士道失格)とされぬための保障措置と思われる。
- (7) 近世法制史料叢書第一。同書九四七号
- (8) 武士道叢書下巻。同書九九頁
- (9) 日本隨筆大成(旧版)第一期第六卷一三頁
- (10) 藩法集10・統鳥取藩。同書「江戸御法度」第七九号
- (11) 江戸叢書第一巻六六頁
- (12) 武士道の定める「作法」の細則については進士氏前掲書四三頁以下、古賀斌『武士道論考』(島津書房・一九七四年)一四〇頁以下参照。

(13) 『葉隠』に次の事例がある(日本思想史大系本、巻八第五九番)。史料中、「柳原御前」は鍋嶋丹後守光茂女、土井大炊頭利重妻である。

- 一、深江介右衛門欠込者かこひ候事、助右衛門は柳原御前様を御付被成候、或時、土井大炊頭殿御家老の中間、傍輩を致刃傷、助右衛門長屋へ駆込相頼候、助右衛門請合、囲置候、此事相知れ家老共より使を立候へ共、不差出候、大炊頭殿より御使参候、助右衛門申候は、「主人丹後守兼ての申付に、奥様へ相付候者の儀、不依何事、表の御下知に随ひ御家来同様に可仕由申付候、万事其通相守候、乍然、此度の駆込者の儀は鍋嶋の家に懸り申事に候、助右衛門を人と存、相頼申候を、我身及難儀候とて差出候ては侍の一分立不申候、某、一命に替申覚悟にて候、大炊頭様御意と候ても、此儀はしかと承引不仕」由申切候、夫に付、御前様に被仰入、「曾て死罪などに被仰付事にて無之候間、差出し候様に」と重々御断に付、後々の儀迄得と承届、無別条に相極候故、差出候由、
- (14) 進士慶幹氏藏
- (15) フィクションとはいえ井原西鶴『武道伝来記』巻七ノ四(岩波文庫二九三頁)にはこのケースに該当する物語があるので、この点についての確言は留保せねばならない。
- (16) 『鶯鶯籠中記』元禄二年一〇月二六日条

(17) この点につき進士氏前掲書五九頁以下参照。進士氏は江戸時代の武士のあり方を見るに際して「武士道は死ぬことと見つけたり」という『葉隠』のテーゼを浅薄に受取ることを戒められる。江戸時代の武士は自分の存在を守るべく平生の諸事万般に至るまで細心の注意を払って事に処していたこと、主君の命や友人の頼みでも後に自分の落度が将来せぬ様に出来るだけ条件を限定してから承諾する用心を忘れず、のちの証拠を残すことに懸命であったこと、表面的な潔ぎよさだけではなくして、正当な意味での自己保全の立場を貫くものであったこと、そして困難な状況にあつては何よりも自分自身における是非善悪の判断で押し通す姿勢を保持するものであったことを指摘されている。このような理非善悪への自己自身の確信を行動の基準とし、その上で正当な意味での自己保全を貫くことを是とする武士道こそ駆込慣行の基礎をなすものであり、翻って駆込慣行の存在は右の型の武士道、即ち主君・上位者の権力的命令ではなくして「道理」の感情を判断基準にして自己の存在の正当性を貫き通す武士道へ対する社会的是認の証左となるのである。

- (18) 井原西鶴『武家義理物語』(日本古典全集)二頁。荻生徂徠も同様に「戦場へ公ノ忠義也、喧嘩ハ私ノ鬭諍也」(『政談』巻四)と指摘する。

二、 駈込慣行と公法

駈込慣行はその本性よりして幕府・諸藩に於て制定發布される法度¹⁾「公法」と抵触せざるを得ないものである。本章では当該慣行をこれら公法との関わり合いの中で考察し、そしてそこから本問題の歴史的意義についての検討を施していきたい。

(1) 駈込慣行と幕法

殺害人の隠匿を禁ずる法令は戦国大名の分国法の内に既に見ることが出来る。⁽¹⁾そして江戸幕府成立以後についてこれを見るならば、殺害人の保護一般を禁じた法令の最初は慶長一六年四月、在京諸大名に提出せしめた三ヶ条誓詞の第三条である。⁽²⁾

一、各拘置之諸侍以下、若為謀叛・殺害人之由、於有其届者、互可停止相拘事

本条項は元和武家諸法度に引継がれ、その第四条に「国々大名、小名并諸給人各相拘之士卒、有為叛逆・殺害人告者、速可追出事」として収められる。右条文中の「拘置」(又は「抱置」)の語については一般に、給人として召抱える、仕官せしめるの意としてのみ解されているが、この語は当時今少し幅広い内容をもって使用されているのである。即ち、例えば寛永一一年の増上寺法式等に「浪人悪党寺内不可拘置事」⁽³⁾とあり、また諸藩の家中法度の内に「牢人抱置間敷候」⁽⁴⁾なる規定が屢々見られるのであり、「拘置」はこれらの用法では寺域・屋敷内に止宿・逗留せしめ保護するの意であると解さねばならない。勝俣鎮夫氏が「今川仮名目録」⁽⁵⁾に註して「拘をく」の語義を「人や物に対する事実的支配を意味し、他からの妨害に対する保護の意志が含まれた語」とされているのが妥当な見解と言うべきであらう。「拘置」の意味は以上の如くであり、それ故に武家諸法度の当該条項は単に謀叛人・殺害人の仕官停止を定

めたもののみならず、広くそれらの保護一般をも対象とし、且つその行為を禁じた規定であると理解せねばならないのである。⁽⁶⁾

以下、幕府の定める殺害人追捕に関する法令を例示するならば次の通りである。

(イ)寛永六年六月 寛⁽⁷⁾

人を切候もの有之は其屋敷之者出合、何方迄も追掛、留置、刀脇指を取、子細を相尋、奉行所へ注進すへし、若刀脇指を不出、すまひ候へ、打殺候ても不苦候、右之者追掛候時へ、其さきく、の屋敷よりも急度出合可留置之、然は昼夜によらず、屋敷之前にて人を切候事不知においてへ、其屋敷之番人可為油断者也

(ロ)天明三年二月 万石以上辻番所条例⁽⁸⁾

一、辻番之儀、昼夜無懈怠可務之、雖為夜中、番所之戸を明置、不寝番をいたし、請取之場所切々見廻之、若狼藉者又は為手負輩、惣て不審成もの出来へ、早速出向、留置之、辻番之支配方へ申達、可得差凶事

(ハ)享保八年二月 辻番所誓書⁽⁹⁾

一、人殺・火付・盜賊其外悪事有之者を、暫くも番所へ隠置せ申間敷事

幕府の殺害人追捕の姿勢は当然のことながら明白であり、そこには「駆込」を特定した、その隠匿禁止令は見られないが、これらの連続して発布されている殺害人追捕令の法意よりして、殺害人たる駆込者の隠匿が幕府公権力の容認するところでないことは言うまでもないであろう。

今一つここで指摘しておかねばならないことは、幕府公権力にとって殺害人追捕の意味は単なる治安の維持という現実的要請以上の問題を含んでいるということである。即ち、先に掲げた慶長一六年「三ヶ条誓詞」及び武家諸法度の当該条項の法文が謀叛人・殺害人と併称する形式を有している点に着目するならば、これが貞永式目第三条の所謂

「大犯三ヶ条」条項を母法とし、この規定を踏まえて成立していることを知るのである。大番催足を別にして謀叛人・殺害人の検断は守護の基本職責であり、それはとりも直さず武家政権たる鎌倉幕府の権限を意味し、その存在理由そのものであったのである。だから殺害人検断の問題は江戸幕府にとっては鎌倉幕府の後継者たる資格、武家政権の正統性の明示という、より大きな政治的課題を担うものでもあったのである。

治安維持という現実的課題と武家政権の正統性の標榜というイデオロギー的課題、この二重の要請によって殺害人追捕の問題が江戸幕府にとって動かすべからざる基本政策として定置される。そしてそれは当然にも殺害人の駆込・匿まいの行為と相容れない関係に立つものである。かような状況にあった時、個々の武士はどのように行動すべきなのであろうか。一方に強大な武力と権力を背景にした幕法の絶対的な強制力が、しかし他方に武士の存立性そのものを律する武士道の内面的要請が、この二つが彼を挾撃することになるのである。

ここでは殺害人追捕と表裏の関係にある問題、即ちこれまた武家諸法度の定める喧嘩・口論禁制について、これが武士道と如何に関わり合うかを次の事例について検討してみよう。ここに示された事態はその本性に於て、駆込慣行にも類推しうる性格のものである。

〔事例7〕 元禄頃

〔葉隠〕⁽¹⁰⁾

(因州鳥取城主)
松平相模守殿御家来何某、京都へ借銀役に罷越、町屋に致借宅罷在候、或時人通り見物に表え出居候処え、道通候者申候は「只今の喧嘩は松平相模守様衆にて候と申候」よし咄て通申候、右の人承之、「此方の傍輩爰元にて致喧嘩候と申義、無心元候、頃日江戸詰替の者共、為見物爰許逗留いたし候、多分此者共に可有之候」と存、道通の者え所を尋、息を切て懸付候へば傍輩被打留、相手留め差申時分にて候、則詞を懸、相手兩人打留、罷歸り候、此段御奉行所え相聞へ、右の人被召出、「其方は傍輩の喧嘩に致荷担、御法度被相背候、弥其通に候哉」と被仰聞候、右の人承り「拙者田舎者にて各様御物云、其理承分がたく候、今一篇被仰聞候様」と申候、御奉行衆御立腹にて「耳不聞候哉、喧嘩の方人いたし人を刃傷いたし候は御法度を背き掟を破りたる

にて候哉」と被仰候、其とき御請申候は「御意の通、漸承り落し候、御法を破り、掟を背くと被仰聞候へ共、全く法を不相背、掟を破り不申候、其謂は人間は不及申、一切の生類に命を不惜ものは無御座候、私は別て命は惜く候、乍去傍輩の喧嘩いたし候と申す沙汰を空く不聞して罷在候ては、武道を取失ひ候義と存、其場に駈付候、傍輩討れ候を見て、おめく」と罷歸候は、命は生延可申候えども、武士道はすたり申候、武士道相守候て大切の命を捨申候、武士の法を守り、武士の掟をそむき不申為には、一命の義は早く其場にて捨置申候、早々御仕置被仰付候やうに奉願」と申候、御奉行衆御感心被成、其後何の御構も無之、相模守殿御方へ「能士を御持被成候、御秘蔵被成候様に」と被仰越候由、

幕法の喧嘩口論禁制を以って喧嘩への荷担を難詰する町奉行に対して、この武士は答える。自分は法に背いた覚えはない。傍輩の喧嘩を聞かぬふりをして空しく過ごしたのでは、武道を取失うこと、傍輩が討たれるのを見ておめおめと帰ったのでは最早、武士として失格であること、だから自分は刀を抜いて傍輩の仇を討ったのである。それは武士としての当然の行為なのであり、従って自分は「武士の法」を完全に遵守したのである。「法」を破ったというのは謂れなきことだというのが彼の主張である。

次で彼が「命は生延可申候えども、武士道はすたり申候」「一命の義は早く其場にて捨置申候」と述べている件に注意を要する。喧嘩の場に自己の一命を捨てたという意味は彼の弁述では二様のものが交錯しているのである。一つは喧嘩の闘争そのものもたらすであろう死の危険についてであり、今一つは喧嘩口論禁制の幕法を背いたが故に生ずる刑死の必然性についてである。そして彼が武士道貫徹するために死を恐れてはならないのだと自己の信念を語る時、その「死」の意味は表面的には前者の形で、しかし論理の脈絡の上では幕府の法度そのものを捉えているのである。だから彼の論理はこうである。武士は行動の第一義として武士道貫かねばならぬこと、そして幕府の絶対命令たる法度がそれを禁じようと、幕法の違犯が必然的に死の危険を招くにしても猶、これを怠ることは許されない。幕法への恐れのために武士の守るべき道を踏みはずしては最早この社会に於る自己の存在意義を喪ってしまうとい

うこと、それは武士にとって死以上に悲しむべき事態の到来なのであること、然るが故に生命を賭して守るべきは武士道なのである。この確信を遮ぎる如何なる外的強制力もあり得ないのだということ、これがこの鳥取藩士の主張する、そしてまた『葉隠』の称揚する行動論理なのである。

喧嘩口論禁制については更に会津の保科正之の見解が知られている。⁽¹⁾彼は同規定の不当性について次の如く語つたと伝えられている。「喧嘩口論停止と申つけたらんは、法外なる事ありても堪忍せよとの教ならずや、武士は名を汚すを恥とす、人に恥しめられんためには、などか咎めざるべきか、咎むるからは喧嘩は覚悟の前なり」と。保科正之はこの観点に基づいて会津の家中法度から喧嘩口論禁制の規定を削除している。即ち同規定は武士道的正義の実現を阻む悪法として葬り去られた訳なのである。そして右の様な見解は独り保科正之に限らず、凡そ武士道なるものを自覚的に捉えている武士であるならば、総ての武士にとって等しく主張しうる論理なのである。島津や鍋島の家中では傍輩間の喧嘩闘争が始まったならば周りの者はこれに手出しすることなく見届け、闘争に決着をつけさせる気風であったという事実も、喧嘩の存在を是とする考え方に相即するものであったと見做しうるであらう。

かくて幕府公権力の制定する法度なるものは、それが武士道に抵触する内容を含む限りに於ては常に批議の対象となつていくものであらうし、実際の行動の上でも後者によって乗り越えられていくことを余儀なくされるものであったのである。

そしてこの局面に於て更に重要なことは、彼等武士道を実践する者たちが自己の行動の正当化を求めて、その行動の規範である武士道を幕府公権力の法度と同次元の世界に引き上げて、これに対置せしめたということである。即ち「武士の法」の概念の成立である。幕府が制定し、その遵守を強制する行為規範が第一義的強制力を有するが故に「法」と呼ばれるならば、武士の武士としての存立性に基づいて定立される武士道的準則も武士にとって第一義的強

制力を備えているが故に「法」の名を以って呼ばれるべき資格があるとの主張である。そして幕府の制定法と「武士の法」とが現実の適用局面で抵触を見せる時、「武士の法」は自己の存在の固有性と、そして二つの「法」の実現目的の相違を自覚していく。即ち幕法が將軍権力の絶対性の維持と社会の有効的統治を基本課題となすのに対して「武士の法」は武士の武士としての存立性の実現そのものを關心事とする。この区別を知った時、そして後者が前者の存在と何ら関係なしに嚴然として存在するものであることを知った時、武士は己れの行動の意味を一層際立たせて表現することが可能となるのである。即ち武士は幕法の權威にも、その規制内容にも捉われることなく後者の準則を實踐せねばならない。武士にとって真に「法」の名に値するものは、この永遠不変の「武士の法」しかありえないのだから。そしてこれに抵触する様な「法」の存在が若し主張されるとするならば、それは悪法以外の何物でもないということ、これが「武士の法」の論理である。

「武士の法」、それは書かれざる法であり、武士社会の長時間的経過の中で自然に形成されていった法であるから、慣習法の名を以って呼ばれるであろう。そしてこの慣習法は「法」としての本来的正統性、武士にとって唯一の正しき法の立場を宣告することによって、幕府公権力の統治原理である法度政治そのものの根柢を破壊してしまうのである。即ち「法」なるものは幕府の専制的恣意、有効的統治のための便宜によって可變的に作成されるものでなくして、武士の存在と共にこの社会に於て絶対的に所与のものであること、それは永遠不変の内容をもつのであって何人たりともこれを改変することを得ないものであること。そして幕府公権力が法を制定發布するというのならば、それはこの「武士の法」に則り、これに抵触せぬ範囲でのみ許されるものであるということ、総じて幕府公権力の法度が武士の行動を律するのではなくして、「武士の法」が幕府公権力の動向を規定するのだということ、これが「武士の法」の論理的帰結である。

武士道が単に武士の道徳として、即ち法の下位概念的な私事として意識されていた局面では、武士道を貫く武士は法度に背いて武士道を買いたが故に刑死に至るという理不尽な状況をただ甘受するのみであらう。そこでは替れ高い武士と、そして幕府公権力の絶対性が無媒介に並列されるのみである。しかし武士道が「法」としての本来的正統性を主張した局面に於て事態は右の如くに一変してしまつたのである。かくて近世武士社会に於る幕府公権力の法度の揺ぎなき權威は「武士の法」の名をもつ超越的慣習法の前に価値相対化を余儀なくされるのである。しかのみならず幕府公権力そのものを構成する人的素材もまた武士であるという事実により、彼等の制定發布する法度と「武士の法」の規定との間に対立を生じた時、彼等が今度はディレンマに陥ることとなるであらう。幕法の前に呈された個々の武士の苦悩は、今や法度を制定し強制を命ずる側の苦悩とならざるを得なくなるであらう。⁽¹²⁾

以上、喧嘩口論禁制を巡る問題を検討した。そして右に見てきたところの事情は、翻つてそのまま武家屋敷駈込慣行についても妥当するものと考えられる。その理由は第一に喧嘩討果し人が、「駈込」の人的構成条件をなす意味に於て。即ち駈込慣行は喧嘩討果し人に対する幕府公権力の追捕と、それに続く刑の執行を妨害する内容を有しているものであり、喧嘩口論禁制に対する武士道の超克行為の具体的実現手段たる関係にあるからである。第二として、何よりも両者が共に武士道即ち武士的正義の貫徹を目的とする行為だということである。駈込慣行にとって前者はいわば駈込者への正当性付与の論理として、後者は正当なる駈込者を庇護する屋敷の主の正当性の論理として先の問題に接続することとなるであらう。それ故に享保初年の武士道書「武士心得書」⁽¹³⁾は声高に叫ぶのである。「古来より滅多にかけ込者を出さぬハ武士の法」である。

かくて幕府公権力の命ずる殺害人追捕令の存在にも拘らず、そして「事例2・3」の示す如く公権力の駈込者引渡命令に抗して、駈込慣行は武士道的確信の下に存続する。そしてそれが、「武士の法」の論理を以ってなされる時、

幕府公權力の禁制もまた及び腰となるのである。それは幕府公權力の追求する一元統治の有効性に対する阻止要因として作用することとなるであろう。私事に対する公法の絶対的優越性を説く徂徠学派の太宰春台は右の状況について次の如き証言を残している。

〔事例 8〕 享保一四年 太宰春台著『經濟録』⁽¹⁴⁾

一、今ノ世ニ人ヲ殺セル者ハ曲直ヲ論セス必死刑ニ処ス(中略)然ルニ人ヲ殺セル者、若シ士大夫ノ家、又ハ諸侯ノ門ニ走入レバ、其主人此者ヲ匿シテ出サザルヲ義トス、是任俠ノ風ニテ頼シキ事ナレ共、國家ノ政ニハ大ナル害也、美事ト云ベカラズ、必堅ク禁止セラルベキ事ナリ、上ヨリ禁ゼザル故ニ、世ニ人ヲ殺ス者多シ、人ヲ殺シテハ決シテ死スル法ト定テ、如何ナル事ニテモ生ル理ナキ事ヲ海内ノ人ニ知シムベキ者也、「窮鳥入懷、仁人所愍」トイフ語アレ共、此義ニハ非ズ(中略)人ヲ殺タル者ヲ救ハ窮鳥ヲ愍ム類ニハ非ズ、畢竟人ヲ殺セル者ニ与スル也、士大夫ノ中ニテハ任俠モ惡キ事ニハ有ネ共、私ニ人ヲ殺スハ不仁不義也然ラ其人ヲ匿スハ不仁不義ニ与スル也、是ヲ禁制セザルハ國家ノ失刑ニシテ政ノ害也

駆込慣行を巡る制定法と慣習法との対抗については以上に見た通りである。この対抗が如何なる「法」的決着を遂げるかについては後に検討するところである。ここでは暫く問題を藩法の領域に移して、個別大名権力が駆込慣行と取り結ぶ関係について概観してみよう。

(2) 駆込慣行と藩法

駆込慣行を巡る武士道の正義と公法的秩序との二つの価値原理の対抗は当然にも個別大名権力の当該慣行に対する態度決定に於る基本的契機をなすであろう。個別大名権力の本来的な二重規定性、即ち個別封建的土地所有を基礎とする自立的権力主体としての、また將軍権力に下屬するものとして將軍権力の下降分有に基づく局地的公儀としての兩規定性は、駆込慣行を巡る二元的対抗に承応することによって個別大名権力の当該慣行に対する態度決定に内面化

されることになる。本稿ではこれまで問題の所在の簡明化のために、「駈込」は総ての武家屋敷に於て請容れられるものとしてきたが、右の事情を踏まえて問題を具体的なものにしていく時、事態は一意的に定式化されることを許さなくなる。即ち駈込慣行を巡って個別大名の態度決定は肯定と禁庄との両方向に分裂することとなるのである。ここではこの態度決定の法形式に表現されたものとしての審法規定を管見に触れた限りのものについて見ていこう。

先づ「駈込」に対して肯定的規定を有するものは次のものである。

〔事例九〕

(A) 元禄一二年 安房勝山酒井家教令⁽¹⁵⁾

一、奔込者有之ば早速内玄関へ廻し様子承届、家老、用人へ可申聞、付来候者有之、届候は、左様之者是不參候由、番人可令挨拶、若急に跡へ付来、門へ入候を儘に見届候共、門番にては其者見留不申候由可申、違て申候は、屋敷中穿鑿可仕由、広間より返答致、暫有之、何方へ拔出候哉、又御見違に候哉、屋敷内には不罷有由、可申候、勿論何程間近に付来候共、追来候者押留、門内へ入申間敷候、且門留仕、門外へ一切無指圖、人出し申間敷候、尤家老・用人・留守居相談之上、可令指圖事

これは安房勝山酒井家（若狭小浜酒井家支流、一万二千石）の家中法度の一部である。内容から江戸屋敷役人宛のものとしてよいであろう。規定の内容は、駈込者は請容れるべきこと、追手は門内へ入れるまじきこと、そして駈込者は邸内には居らぬ旨を申し渡して追手を引き取りしむべきことである。

(B) 寛保二年頃 南部家江戸屋敷心得方⁽¹⁶⁾

一、人をあやめ候者、屋鋪江欠込、御囲被下候様ニ被頼申候へ、先門番人江追手之者參候へ、此方江は不參由堅可申付、勿論追手之者門か内江入申間鋪旨申付置候而、欠込もの陰ニ召連、歩行其外小役之者・足輕等付置候而、様子委細承届、家老中江相違可申候、右欠込之者を此御門迄付込候由申追来候節、挨拶可仕は、裏門も御座候間彼ノ方へ出候哉、此方誰も不存、申可然也

これは南部家江戸屋敷の役人の間で作成された、変事発生の際の対処方心得書の一項である。この奥書に「右之ヶ

条有増之詮儀勿論了簡違も可有之、尚亦考可申也」とあつて純然たる家中法度ではないが、南部家江戸屋敷の「邸込」に対する基本的態度を示すものと見做してよいであらう。尚この心得書は、同様の他の規定——辻番所条目等——と共に「辻番所・屋敷前万事心得之事」の表題をもつ江戸留守居方の規定集を構成しており、右規定集の成立年代は収録史料から見て寛保二年を上限としている。

一方、駈込者匿まいの禁止規定は次のものである。

(1) 寛永一八年 尾張徳川家家中法度⁽¹⁷⁾

一、手負不可隠置、あやまちいたす者有之と云共、其子細与頭迄可申理、与頭無之輩ハ横目に可相理事

(2) 寛文九年 同⁽¹⁸⁾ 右

一、殺害、盜賊、惣而徒者・手負もの不可隠置之、且亦、有障者不知而抱置候時、本人より付届は可任其意事

(D) 寛文一三年 岡山池田家家中法度⁽¹⁹⁾

一、走籠者有之におゐては、如御法度、具主人に可相渡、若其者不屈之働仕におゐては、討捨不苦事

(E) (1) 寛永五年 鳥取池田家家中法度⁽²⁰⁾

一、走籠ハ其主人え可相渡候、則可致成敗候、若走籠不屈動於仕は討棄不苦事

(2) 寛永九年 同⁽²¹⁾ 右

一、走籠者、其主人え相渡、如何様とも可任存分、時相より討棄も不苦事

(3) 慶安元年 同⁽²²⁾ 右

一、(前略)走籠者は主人え相渡、如何様とも可任存分、依時宜討棄も不苦事

(4) 寛文七年 同江戸屋敷中法度⁽²³⁾

一、走籠有之て何様に申とも相断、入間敷候、理不尽之族有之ハ押置之、御目付え可知之(後略)

(F)寛保三年 榊原家家中法度⁽²⁴⁾

一、本主之障り有之者、相抱ゆへからさるハ勿論之衷、若不知して相抱ゆるにをいてハ、届次第早速暇遣すへし、走籠者之事ハ殺害・盜賊人等之届有之は、速に可返之、其外輕科之者に至てハ、届次第可致追放衷、

(G)元禄一〇年 三河吉田松平家家中法度⁽²⁵⁾

一、家中之者、知人たりといふとも、他所より参あやしき者にても、一宿為致申間敷候、尤手負たる者、傍輩のよしみ有之者にても、他所之者一切かこひ申間敷候(後略)

(H)元禄一五年(乙)上野高崎松平家家中法度⁽²⁶⁾

一、科人有之刻、縦雖為親類縁者、知音之好一切不取扱之、勿論令荷担ハ、其科可重於本人事、

(I)寛保元年 板倉家家中法度⁽²⁷⁾

一、自然鬭争出来、相手を令刃殺、其所を立退節、居合候者可捕留之、若見遁し候ハ、越度たるへし(中略)扱ハ亦手負候者有之ハ子細を組頭年寄、又ハ其頭其支配方々早々相訴へし、少之間も隠置候は可為越度事、

(J)宝永七年 脇坂家家中法度⁽²⁸⁾

一、他所より欠落者、又は狼藉者来、届有之時は、其趣家老共年寄共へ達し、可受差図、家中の儀は勿論之事

以上である。見られる如く禁止規定を有する大名家の数の方が多いのではあるが、肯定・禁止のいづれかを明確な成文規定で表明していない、より多数の大名家が別に存在するのであるから、数量的な穿鑿は意味のあることではない。そして駆込慣行の背法的な本性よりして、これの肯定規定を成文化するというのが寧ろ異例に属するといふべきであらう

右に列挙した諸史料から知られることの第一は、駆込慣行に対する態度に於て、いわゆる外様・譜代の区別でこれ

を明確に色分けすることは出来そうにないということである。特に譜代大名の勝山酒井家の規定の存在がこれを示しているであろう。

第二に、家法中の禁止規定の存在はあくまで当該大名家の公式的態度を示すまでであって、実際の場で如何なる態度を採っているかは又別物だということである。それは例えば尾張徳川家の場合に知られるところなのであり、右の様な禁止規定を有するにも拘らず、第一章の事例に見た如く、同家では上下一致して駆込慣行に肯定的態度を示しているのである。

第三に、藩主の意向はあくまで禁止を貫くところにあるにも拘らず、家中諸士がこの命に背き、一己の判断で駆込者を請容れる場合が存在することである。例えば鳥取池田家等について見られる如く、その禁止令の度重なる発布そのものが禁止規定の非有効性を物語っていると解すべきものである（同家の禁止規定として更に第一章〔事例6〕(c)のものを参照されたい）。そして先に「事例3」に見た有馬家の山田寛右衛門の行動をこのケースに含めることが出来るかも知れない。このケースに於ては「駆込」に対する態度決定をなす主体は文字通り個々の武士である。それは外部的権力に規制されることなく自己の確信に基づいて自己の行動を決定しうるものという意味で、個別的にして自立的な武士と規定しうるものである。そして藩法の禁止規定とこの背反行為をなす武士との関係のあり方は、先に見た幕府制定法と武士道との対抗に於るものと基本的に同一のものとして判断して差支えないであろう。⁽²⁹⁾

以上を概括するに、駆込慣行に対する態度決定に際して基軸的条件をなすものは個別大名の門地や系譜ではなくして、二つの相対立する社会的価値原理への確信的选择であったということである。二つの原理とは、公法的秩序の維持と武士道の正義の実現とである。そしてそれを選択する主体は個別的自立性としての武士である。それは身分、石高に囚われない存在なのであって、文字通り個々の武士でもあれば、大名個人の場合もある。また団体人格としての

「藩」の形で現われることもある。いづれにせよ、それらは個別的な判断主体として外的強制力から自由に自己の存在を保持するものであり、駆込慣行の広汎な展開は近世社会に於る個体としての武士、自立的にして自己完結的な武士の存在についての明証を与えるものなのである。

(3) 駆込慣行と公法上の解決

駆込慣行を巡る公法と武士道的慣習法との関係・對抗については以上の通りである。そしてこの問題は享保改革期、將軍吉宗の下での「公事方御定書」の編纂の過程で結着を見ることになるのである。この事情は「科条類典」に拠って知ることが出来る。同書は「公事方御定書」制定過程の意見・修正・判例等の諸史料を収録し、「御定書」の各条項の解釈についての参考書たらしめる目的で明和四年に纏められた幕府の公的編纂物である。この「科条類典」第八十条は次の通りである。

○八十 科人為立退并住所を隠候者之事⁽³⁰⁾

一、火付

一、盜賊之上ニ而人を殺候者

一、致徒党、人家江押込候類

一、追劔之類

元文五年極
右之類、科人同類ニハ無之候共、其者に頼まれ、住所を隠、或ハ立退せ候もの、死罪

元文五年極
一、喧嘩口論当座之儀ニ而人を殺候者

右、科人之同類ニハ無之、義理を以被頼、住所を隠、或ハ為立退候分ハ、急度叱可申事、

元文五年申十月牧野越中守・石河土佐守・水野野馬守何の内
八十伺 科人為立退并住所を隠候者之事

近世武家屋敷駆込慣行（笠谷）

(中 略—火付—以下前四件の伺書)

一、喧嘩口論当座之儀ニ而人を殺候もの

右之類、科人同類ニハ無之候共、其者ニ頼まれ、住所を隠、或ハ立退せ候者ハ、追放可申付

緑色

是ハ盗人跡之者を囲ひ立退せ候とハ品違ひ、義理を以、頼れ申たる儀ニ而、武士之上ニも間々有之事ニ候、急度叱可申事、

『御定書』第八十条は犯人隠匿罪に対する刑罰規定であり、そのうち「喧嘩口論当座之儀ニ而人を殺候者」の隠匿行為に対する規定が本稿の問題とする「駈込」に関わるところのものである。元文五年十月の寺社奉行牧野貞通以下三奉行連名(註)なる評定所一座の右事犯に対する罰則原案は「追放」であった。この伺に対して緑筆による修正命令がなされ、「義理を以、頼れ申たる儀ニ而、武士之上ニも間々有之事ニ候」との理由で「急度叱」に降格され、その形で『御定書』に収められたというのが右書の伝える立法事情である。因みに、右の修正をなした緑筆の主は將軍吉宗その人である。

追放刑を「急度叱」に変更したということの意味は、右の行為に対する刑罰を実質上放棄したものと判断してよいであろう。それは喧嘩討果し人を匿まった側に実害を及ぼさない処罰なのであり、凡そ法はそれに違犯する者への刑罰の勵行を以つてのみ社会に於て有効に機能するものである以上、右の実害をもたない罰則への降格は駈込者の隠匿行為を黙認することを決定したことを意味するのである。喧嘩討果し人そのものについては、『御定書』は死刑(「下手人」刑)を相当刑としているから、幕府公権力は殺人追捕そのものを放棄した訳では決してない。だから喧嘩討果し人が成功裡に駈込をなす以前に於て幕吏なり、辻番所なりに捕縛された場合には彼には依然として刑死が待っている。しかし武家屋敷内への駈込がなされ、匿まいが受諾されてしまった時には幕府公権力による追捕は断念され、

且つ追捕への妨害行為を黙認するということ、これが右決定の内容であったと解しうるのである。^{〔補註〕}

駆込慣行は幕府の社会統治の観点よりして好ましからざるものであることは勿論であるが、それが武士道的正義の確信に基づいて実行されているものである以上、止むを得ないこととして、この決定に至ったのである。そして先に見た太宰春台らの強い意見の存在にも拘らず、この決定に至ったことを銘記すべきであろう。この判断を下したのが將軍吉宗その人であったことは事態の性格を考える上で象徴的な出来事でもあろう。將軍もまた一個の武士であること、武士である以上は身分と権力の有無に拘らず武士道の下に服従せねばならぬということ、駆込慣行の法的決着を巡って示された事實は右の慣行の内に蔵された超越的力能の姿を如実に現わしているのである。かくて駆込慣行を巡る制定法と慣習法との長い軋轢は慣習法の側の勝利を以って終わった。

以上によって喧嘩討果し人の武家屋敷駆込慣行は幕府公権力もこれを黙認することを定めたということが明らかに became と考ふる。だが『近世刑事訴訟法の研究』に於て平松義郎氏の説かれるところは本稿の見解と異なる。平松氏は、近世後期について「駆込」の許されるのは重罪人ならぬ軽罪の者のみであるとされている。しかし喧嘩討果し人は軽罪の者ではなく死刑相当の重罪人なのである。だから本稿の結論と平松氏のそれとの間には大きな隔りがあると言わねばならない。従つて最後に、この問題の検討を施さねばならないであらう。

さて平松氏がその所説の根拠として挙げたのは幕府評定所関係史料「諸向挨拶留」⁽³²⁾に収められた寛政十三(享和元)年二月の月付を有する次の史料である。

一、欠込物は其様子次第かくまひ候先格之由及承候、此先格と申は如何之類、御座候哉、往古ハ人ヲ討立退候者杯かくまひ候哉、
二、相聞候得共、当時ニ而は、一統下手人に成候間、かくまひ候筋ニも有之間敷、盗人又は細拔ケ手討之場ヲ逃出候者杯ハ、素より
かくまひ候筋ニは有之間敷、盗人又は酒狂人などに追れ逃込候類は、跡より追人のかゝり候類ニも無之候間、暫差置相帰し候迄

之事^ニ而、かくまひ候と申筋^ニは有之間敷、しからハ如何様なる類をかくまひ可申哉、

書面之通^ニは候得共、武家を見掛ケかくまひ具候様相頼候者^ニ候ハ、無下^ニ追返し可申訳^ニも無之候間、留置、先之主人江も得と掛合、格別重キ罪^ニも無之候ハ、一等も軽く相成候程^ニはあつかひ遣し候^ニも可然候、

但、書面之通、主人手討之場所を逃出候類、盗人其外重キ罪之者はあつかひ可申筋^ニは無之、全輕罪之者之事^ニ候、

屋敷門江欠込候乱心之者、或は酒狂人など人をあやめ不申、欠込候迄之儀^ニ而あやめも無之候^ニおゐては宿より証文取、可相渡候若又宿も相知不申歟、又は人をもあやめ候^ニおゐては番人付置、頭支配江申立候心得之夏

下ケ札

書面之通たるへく候

「諸向挨拶留」は公辺向諸事に関する例格・取扱手続きについての諸方よりの問合わせに対する幕府目付方の回答集である。そして本史料の問合者は羽太左京なる旗本大番士である。

さて右史料の語るところはこうである。駆込者を匿まうことは従前行われており、是認された行為であるということとを聞き伝えたが、これは如何なる内容であるのか。昔は人を討つて逃亡する者を匿まうたと聞いているが、今日では人を討つた者は幕府公権力によって下手人刑に処せられるのであるから、幕府の追捕する者を、その追捕を妨害して匿まうということはありうべからざることであろう。では如何なる駆込者ならば許容されるのかという旨の問合わせ、及びそれへの目付方よりの回答である。問合者は更に「人をもあやめ候」駆込者は自分の頭支配まで訴出づべきであるかと問い、目付はこれに然りと答えたというものである。

一見したところでは、この史料は平松氏の見解を支持するものの如くである。だがこの史料について問題となるのは、この回答者が幕府目付であるにも拘らず、その回答内容が先の「御定書」の第八十条の立法趣旨とく、い、違いを示していることである。このくい違いに着目して右史料は検討されねばならないのである。「御定書」第八十条を定め

た元文五年から、この寛政一三年までの間に当該規定の変更はない。今日伝存の『御定書』諸本のいづれにも追加・変更は認められないのであるから、当該条項はこの寛政一三年にも依然として生きていたのであり、右の矛盾の問題はやはり免れることは出来ないのである。では如何に解すべきか。

この問題については『御定書』第八十条の趣旨に一層立入って考えるならば明らかとなるであろう。即ち当該条項の意味は「賄込慣行の黙認であったということである。それは止むを得ざるものとしての黙認なのであって、公認ではなかったということ、形式的とはいへ『急度叱り』の罰則をもつ犯罪行為であるというのが、あくまで幕府の基本的立場なのである。従って殺害人の『賄込』の是非についての問合わせがあれば否と答える他ないのである。喧嘩討果し人を匿まうのは止むを得ずとしているが、屋敷主の側より積極的に引渡すというのであれば、法を司る者としての立場上、『書面之通』と回答せざるを得ない性質のものである。それは幕府公権力の至極当然の立場を示すものである。振り返ってみるならば、喧嘩討果し人の『賄込』について幕府がこれを公認していた時代などは近世初頭以来一度もないのであって、右の寛政一三年の問合わせ史料の存在によって幕府の『賄込』についての政策の如何を見ることはそもそも無意味であると言わねばならないのである。賄込慣行に於て重要なことは、それが各時代に於て如何に実現されていたかということのみである。幕府公権力の命ずるところと、現実の事態の進行とは根本的に別ものなのだということ、本問題についてはこの点を確認せねばならないのである。

寛政一三年の右史料は幕府の政策的立場を示すものとしては無意味であると言わねばならない。だが以上の検討を経たのち、この史料は別の角度からその重要性を指摘することが出来るのである。

その第一は史料冒頭に「欠込物は其様子次第かくまひ候先格之由」とある如く、賄込慣行を是認する主張がこの當時の事柄として、人伝てなり書付なりによって流布されている事実を証言していることである。そしてこの『欠込

物”が喧嘩討果し人を含むであろうことは、以上の検討により、また第一章に示した事例等と合致することよりして、その推定が成立つてであろう。

第二に、本史料後段の問合わせは“人をあやめた駆込者”がこの当時、一般的に存在したことを示唆している。そのようなものが存在しないのであれば、この種のケースについての問合わせがある筈もないからである。

問題の第三として、これが重要なのであるが、駆込慣行が社会的に是認されたものとして存在していることに無知な旗本大番士があるという事実が着目されねばならない。これは近世前半期に比してこの時期、“駆込”の頻度が相対的に低下していることを示しているように思われる。ここで今一度、第一章の「事例6」を見てみよう。宝暦頃の『古老茶話』までの規定は“駆込”の存在を前提にした上で、そこでの処置の仕方、例外規定のあり方に主眼があったのに対して、右の寛政一三年の史料にある如く、また天保一二年の『殿居囊』の規定に見られる如く、“欠込者かぐまひ申事は先格あり”と駆込慣行そのものの存在の主張に変わっているのである。この変更は現実社会に於る当該慣行の頻度の低下の反映であると理解せねばならないのである。

駆込慣行は宝暦―寛政の頃を境にその生彩を喪っていくのである。その原因について、管見の及ぶ限りの史料では明確な回答を下すことは出来ない。ただ大まかに推定しうることは次のことであろう。駆込慣行とは喧嘩討果しを発端として、駆込・匿まいに至るまで総て武士の“生味の武力”の発動によって構成されている事象である。しかしこの様な生味の武力によって自己の存在を主張する様式は、戦争なき持続的平和の中では所詮請容られ難くなったものと解さねばならないであろう。武士の個別的自立性の自己主張はこの平和な時代に於ては生味の武力としてではなくもつと別の様式に託されることとなるであろう。ともあれ駆込慣行は幕府公権力がその存在に対し黙認の態度を確定した時、即ち制定法と慣習法との相克に終止符を打ったその時を境にして衰退に向うのである。それは課題をなし

終えたものの帰結についての一般的歴史性を示すものであるのかも知れない。

〔補註〕

『御定書』第八十条の解釈について。本条項を巡る將軍吉宗の修正意見について立入って検討するならば、実は次の二様の解釈が成立つ。それは本条項を含めた『御定書』そのものの適用対象を如何に限定するかによって生じてくる問題である。

解釈の第一のものは、右修正意見の意味を、「喧嘩討果し人の匪まいについては武士の社会でも行われていて、而も刑罰の対象となっていないのに、庶民のそれについてのみ追放刑に処するというのは法の平等性を欠き、統治上問題があるから、庶民のそれについても形式的な罰則で済ませるべきである」と解するもの。この解釈は『御定書』の規定を庶民をのみ対象としたものと見做すものである。

第二の解釈は、「本条項の如きケースは武士の間で行われている慣行にも該当していくものである。武士は武士道上の正義の確信の下にそれを行っている。これを追放刑で律すれば多くの武士が武士道を貫いた故に追放に処せられることになって不都合である。武士の立場を守るためにも、この罰則は形式的なものに降格されねばならない」と捉えるものである。この解釈は本条項の規定が庶民にも武士にも適用されることを前提としたものである。

一般的に言って『御定書』が庶民の社会生活に重点を置いて構成されていることは、その百ヶ条の規定の多くから知られるところであるが、他面武士をその適用対象としていることは、例えば酒狂人の条項に武家の家来についての規定もあれば、追放刑に一般庶民と区別した武士の規定もあり、「改易」「辻切」等の武士に関するものみの規定も含まれているところからも確認されるのである。このように見るならば右解釈のうち第二のものが妥当であると判断される。そしてその場合は本稿本論の通りの直截的な表現で充分であると思われる。

『御定書』の重点が庶民への適用の方にあるとする視角に基づいて第一の解釈を採った場合はどうなるであろうか。この場合には「武士の上にも間々ある」という駆込慣行に対する是認の表明が意味をもつことになるであろう。そして、次に、本条項の規定が武士社会の現実を踏まえて定立されたものである以上、当該規定は武士社会に対しても反射的に適用されるべき性質のものであり、若し喧嘩討果し人の隠匿行為が余りに明白な証拠を以って奉行所に提訴された時には、当該規定がこれに準用されるべきものであったと見て差支えないであろう。

だから第一、第二のいづれの解釈をとつても本規定の歴史的意味は事実上同一なのである。武士社会そのものに於る駈込慣行の是認は、第一の解釈では間接的に、第二の解釈では直接的になされることになり、いづれにせよ当該慣行に対して幕府公権力が成文化された判断を示したという事実が、右の慣行を巡る対立の歴史の中で画期をなす所以なのである。

註

(1) 『塵芥集』第十九条、『結城氏新法度』第三七条。

(2) 『御当家令条』第一号(近世法制史料叢書第二卷)

(3) 寛永一二年五月、『御当家令条』第一一一号。

(4) 寛永九年一月、鳥取藩「御家中法度」第五号(藩法集2)。同様規定は岡山藩・上田藩など広く見られる。

(5) 『中世政治社会思想上』(日本思想史大系21)一九五頁

(6) 武家諸法度の当該条項が駈込者の隠匿禁止を含意するものであることは、本条項を遵行した紀州徳川家の寛文三年一二月の法令条文にこれを徴することが出来る。

一、構有之者前々よりの御定之通也、若走籠之者有之時、深く頼といふとも其罪を能承て、少も有罪者を不可置、此旨を堅相守、公儀如此天下へ被、仰出候上は、末々迄も能可守義也、其者之過のみならず御家の御法度をも妨申事に有之なれば深慎可申事

〔南紀徳川史』第一冊、二三五頁〕

右の条文の「公儀」については、同法令の別条文に「徳党之事 公儀先御代より御法度にて」とある。先御代が慶安四年没の將軍家光と解する他ないことよりして、

右の語が幕府を指すものであることは明らかである。

(7) 『御当家令条』第三七九号

(8) 『御触書寛保集成』第二一八三号

(9) 『御触書寛保集成』第二一九二号。本史料は同年江戸中の組合辻番所を二〇名の町人に物請負とした際にこれらの者より差出させた証文の一項である。なお組合辻番には旗本のみならず鳥取池田家の如き国持大名も含まれる(藩法集10・続鳥取藩「江戸御定」第七二号)。

(10) 卷一〇、第六三番

(11) 以下この段落、古賀斌『武士道論考』一四四・五頁に拠る。なお『千載の松』では「平生の事は喧嘩口論禁制に及ばず(中略)士道の恥辱を取らず、士の名を汚さざる様に心懸くべきこと武士たるもの、道なる故、禁制すべき筋にあらず、自然其通にては家中の者、士道の吟味も疎に可成事なりと仰せられ、禁制の文字削除せられし由なり」(岩盤史料叢書上巻二三頁)とあって保科の言はより穏やかである。世上に伝えられる間に激越な調子に改められていたものと思われるが、そこには喧嘩口論禁制に反対する武士一般の心情が反映されているのである。ここでは保科個

人の精確な言辭を明らかにするのが目的ではないから、本文の如き叙述でよいと考へる。

- (12) 武士道のもつ超封建的力能を發見したのは古賀斌氏である。氏は武士道を個としての武士の個性的精神の自由の様式、自己の精神的自由に於てのみ服従し離反し抗議する行動様式と見る。従つて武士道は個としての武士の權威と名譽の堅持を第一義とする社会規範であり、これが故に主君と雖も其の臣下の武士道を蹂躪することを得ない。近世社会の武權專制の政治体制にあつて、これを暴政恣行たらしむることを阻止防遏したのが武士道の機能であつたこと、これが氏の説かれるところである（古賀氏前掲書一四四、二二二頁以下）。本稿は氏のこの基本視角に多くのものを負っている。

- (13) 慶応義塾大学付属図書館蔵
(14) 日本經濟大典第九、同書六二二・三頁
(15) 日本思想史大系第二七『近世武家思想』、同書四八頁
(16) 「留守居伝記之略、辻番所并屋鋪前万事心得之事」（岩手県立図書館蔵）
(17) 名古屋叢書第二「尾張國御法度之古記」、同書二頁
(18) 同右卷「尾州家御代々条目」、同書四〇頁
(19) 藩法案1岡山藩上「法例集」第一七八一號
(20) 藩法案1岡山藩下「忠雄様法令」第三三二號
(21) 藩法案2鳥取藩「御家中法度」第五号

近世武家屋敷駈込慣行（筈谷）

- (22) 同右第一五号
(23) 藩法案10統鳥取藩「江戸御法度」第二号
(24) 「御法度諸条目留」（徳川林政史研究所蔵）
(25) 藩法案5諸藩「御当家御代々御条目」第三号
(26) 同右卷「御定書并被仰出留」第一九一號
(27) 藩法案12統諸藩「条目類」第三号
(28) 藩法案5諸藩「諸法令」第一号、本法令は駈込者のあつた際の処置方手續きのみを定めたものであるから駈込禁止規定の群に入れるのは適當でないかも知れない。条文のニュアンスから言つと、脇坂家は「駈込」に肯定的であるのかも知れない。

- (29) ここで主命と武士道的要請とのディレンマが生ずる。そして個別大名家に於ては主命への絶対的服従それ自体が武士道的要請でもあるのである。幕命の公法化、国家制度化されたあり方とは異なつて、ここでは主命はより直接的に人的紐帯に基づく主従の忠義の原理に依拠して執行されるからである。だから嚴密に言うならば先の幕府制定法との對抗の場合とは趣を異にするのである。ここでは武士道はその外部的なものと同うのではなくして、自己自身と同うのであり、その内部的価値編成とその統一の序列化の決断を余儀なくされるのである。この価値序列化の問題については「葉隠」が解答を与えてくれるであらう。熱烈な主君至上主義を以つて知られる同書が一方で例えば「降参と

いふ事は、謀にても、君の爲にても、武士のせざることも也」
 「事によりては主君の仰付をも、諸人の愛相をも尽て、だ
 ぶを踏廻て打破てのけねば成ぬ事あり」（日本思想史大系
 本二五九・三一頁）と述べることに注意をせねばならな
 い。即ち降伏の拒否の如き武士の存立性の保持そのものに
 関わる問題は忠君より上位の価値性を有するものと説かれ
 ているのである。この価値序列を端的に示すのが山本常朝
 の四誓願であり、ここでは「武士道に於て後れを取べから
 ず」が第一となり「主君の御用に立べし」に先んずるので
 ある。そして主命と武士道との齟齬を調整する機能を果す
 ものとして考えられていたのが『葉隠』の好んで説く「諫
 言」であるかも知れない。そしてこの諫言の依拠すべき基

結 語

駈込慣行を巡る相克は元文五年の『御定書』第八〇条の制定を以って決着を見せる訳であるが、これによって確認されることは当該慣行が近世の前半期を包み込んでいふという事実である。それは通常、幕藩制の典型を示すと認識されている時期であり、典型的な幕藩制の秩序原理とは上位者の軍事的・政治的強大性に基く一方的な服従強制を有するタテの支配型原理である。そしてこの社会にはそれと全く異質の原理を体現する駈込慣行が存在したのである。右の点を念頭において今一度駈込慣行及びその思想的基盤をなす武士道の意味を再確認しておこう。

武士道が武士の倫理思想として近世社会に於て中軸的位置を占めたのは、日本の武士社会が長い時間的経過の中で

準とは鍋嶋の伝統的な国風であり、それは取りも直さず山本常朝の言う武士道の具体的内容なのであるから、現実の局面に於る主命なるものはこの具体的内容をもち、且つ客観化された行為規範である武士道によって常に制肘されるという関係になるであらう。かくて武士道は主と従を共に律する客観的規範として存在し、主命なるものはこれに則つてのみ主命たりうるのであり、そしてこの調和の内にある時、忠義の感情は燃焼することになるのである。

(30) 『徳川禁令考』後集第四、八一頁

(31) 以下、公事方勘定奉行水野忠伸、町奉行石河政朝

(32) 国立公文書館、内閣文庫所蔵

培ってきたところの歴史的所産である。それが何故に他ならぬ武士道、即ち自立的な戦闘者としての人格理念の様式を採るに至ったかの必然性を解明すべき課題は思想史の領域に属することとなるであろう。本稿では近世武士社会に於る武士道の存在を所与のものとして捉え、当該社会の中で果すその機能的役割に問題を限定して考察してきた。

武士道は個としての武士の自己自身の人格的完成を目的とする倫理規範であったこと、自己の主體的判断に基づいて自己自身の行為態度を決定する自己完結的な行動様式であったこと、然るが故に武士は武士道を実践する局面に於て自己の個別的自立性を実現し得たこと、これが武士道の近世社会に於る独自の意義である。近世社会が他方で上位者の圧倒的強大性に基づき服従強制を伴う支配型原理を濃厚にすればする程、武士道はこれに対抗すべく一段とその倫理的精緻化を遂げることとなるのであり、そこでは個別的自立性の原理そのものが武士道を自己の実現手段として近世社会に再生産していくという関係を新たに取り結ぶことになるのである。

そして完成されたものとしての武士道は近世の政治史に対し次の三つのものを提示した。

第一に個別の武士間の水平的結合原理である。ここでは一切の武士は、その社会的・政治的諸属性が消去されて個としての武士に還元され、また、そのようなものとしてのみ相互に関係することとなる。

第二に武士道は行動の判断基準として、武士としての理非善悪の価値感情を絶対化することを強制する。外的な権力的命令への盲目的服従ではなくして、理非の弁別に基づく自己の主體的判断、己れを顧みて恥じないところの確信が絶対的なものとして措定される。

第三に前二者の行動様式の超越的規範化、即ち武士の法の定立がなされる。それは「書かれざる法」であり、同時に「法を超える法」である。武士道はここに於て己れを將軍権力を超える存在として開示することとなる。それは武士道の本性であるところの個別的自立性の原理の優位、幕藩制社会に於るその優位の確定を意味するであろう。

そして更に付言すべきことは、本稿の対象とした事態は幕藩制社会に於る個別的自立性の原理の自己実現の歴史総体から眺めた場合、その実現内容の総てではなくして、あくまでその部分に止まるということである。幕藩制社会の時間的進行の中で生起していく諸問題、武士道の秩序体系によっては包摂し切れない諸問題の輻輳する状況の到来の中で、右の如き獲得された成果にのみ安住するのは無意味なこととなっていくであろう。かくして新たな状況の下、個別的自立性の原理は己れを一層豊かに実現すべく、それら諸問題を己が原理によって秩序づけるべく新たな活動の開始を迫られることになるであろう。それは最早、武士道の限定された枠組に捉われぬ、これを脱却した、より広くより一般的な秩序体系の産出として提起されざるを得ないものである。

